

日行連発第 1183 号
令和 3 年 11 月 24 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
デジタル推進本部
本部長 有賀 一雄

マイナンバーカードの代理申請手続事業の実施に向けた
具体的取り組みについて（お願い）

標記につきましては、「マイナンバーカードの普及促進事業の実施について（お願い）」（令和 3 年 9 月 9 日付・日行連発第 753 号）においてご連絡したとおり、我国におけるデジタル社会の構築に向け、その基盤となる国民へのマイナンバーカードの普及促進を目的とするものであり、総務省からの委託に基づき、本会及び全国の行政書士会が国や地方公共団体と協力して取り組む、公共性の高い社会貢献活動として位置付けられるものです。

マイナンバーカードの普及は、災害時の給付金等支給の迅速化や、様々な住民サービスにおける行政手続の負担軽減などに直結し、行政に関する手続の円滑な実施に大きく寄与するものでもあります。また、本施策に協力することにより、デジタル社会の推進にあたり、国民への支援を積極的に行う行政書士のプレゼンスを効果的に高めていける好機にもなります。

つきましては、ご多忙の中、大変恐縮ではございますが、下記及び別添を参照の上、本事業の実施に向け積極的に取り組んでいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 具体的事業（別添 1、2 参照）

- （1）単位会が実施する総合的な相談会等の一部で開催する個別相談コーナーでのマイナンバーカードの取得に係る代理申請
- （2）マイナンバーカード申請手続相談員による顧客対応場面でのマイナンバーカードの取得に係る代理申請
- （3）単位会が独自で実施する専らマイナンバーカードの取得に係る代理申請のために行う個別相談会における申請サポート
- （4）国・都道府県・市区町村と連携して実施するマイナンバーカードの出張申請受付や申請サポートに対する協力

※ 総務省より、代理申請については原則、マイナンバーカード申請希望者の持参した QR コード付き申請書からスマートフォン等で QR コードを読み取り、申請用ウェブ

サイトにおいて申請に必要な事項を登録してマイナンバーカードの申請を行うよう案内を受けております。

2. 事業期間（別添 1 参照）

総務省との委託契約締結（12 月末を予定）後、令和4年1月から3月 31 日（なお、上記1の(2)の事業については 3 月 10 日までに、(1)及び(3)、(4)の事業については 3 月 15 日までにそれぞれ終了させ、その後、3 月 18 日までに日行連宛てに報告書を提出いただくスケジュールを想定しています。詳細は改めてご連絡いたします。）

3. 事業実施に向けた準備事項（別添 1、2 参照）

（1）「管理責任者」の選任

本事業を実施するにあたり、各単位会において本会との連絡調整及び下記業務を行う管理責任者（1 名）の選任をお願いいたします。別添 3 にて本会にご報告願います。（なお、本報告とは別に、予算上、副管理責任者（1 名）、委員（数名）の費用を見込んでおりますので必要に応じ、各単位会で判断、構成してください。）

提出期限：令和 3 年 12 月 8 日（水）

<管理責任者の主な業務>

- ・本会との連絡調整
- ・本事業の実施、統括
- ・本事業実施に係る実施体制及び人員の整備
- ・マイナンバーカード申請手続相談員への指導、連絡
- ・マイナンバーカード申請手続相談員からの報告等取りまとめ
- ・費用の請求及び交付管理

（2）「マイナンバーカード申請手続相談員」の募集

上記 1 の実務対応を行う会員として、マイナンバーカード申請手続相談員を募集し、別添 4 にて本会へご報告願います。報告に基づき本会において、マイナンバーカード申請手続相談員カードを作成発行します（相談対応時に要携帯）。

なお、マイナンバーカード申請手続相談員の募集にあたっては、以下の各項全てに該当することを条件とさせていただきますので、各単位会で確認の上、本会へご報告ください。

提出期限：令和 3 年 12 月 8 日（水）

<マイナンバーカード申請手続相談員認定条件>

- ・既に自身のマイナンバーカードを保有している者、又は現在申請中の者
- ・マイナンバーカードの取得支援が可能な者
- ・スマートフォン又はパソコン、タブレットを用いての支援が可能な者
- ・会費の滞納がない者
- ・会員権の停止処分中でない者
- ・単位会長が認める者

(3) 上記1 (1) 及び (3) の実施について

各単位会において、可能な範囲で実施計画を策定、実施してください。なお、(3) については、月当たり3回程度(計9回)の開催が賄えるよう予算措置を講じております。

(4) 上記1 (2) の実施について

マイナンバーカード申請手続相談員において、適宜対応をお願いいたします。

(5) 上記1 (4) の実施について

早期に当該都道府県下の市区町村の中で本事業に協力いただける自治体を特定(全市区町村との実施は困難であるため、積極的な自治体を2~3程度抽出)し、当該自治体と連携して具体的に計画を策定、実施してください。

※ 相談会等の計画実施にあたっての諸経費につきましては、常識の範囲でなるべく対応させていただく所存ですが、突出した出費が見込まれる場合は予めご相談いただくようお願いいたします。

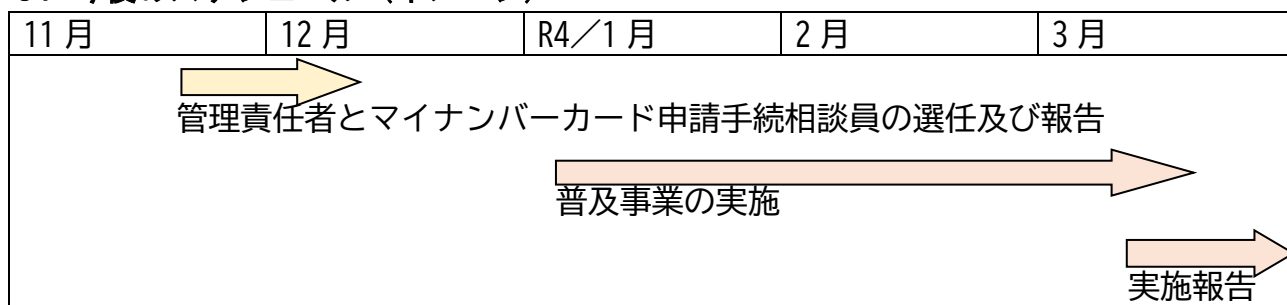
4. 今後について (別添1参照)

マイナンバーカード申請手続相談員カードの発行の時期に合わせ、同相談員に向けたマニュアル、誓約書提出のお願い等に関し、案内する予定です。また、代理申請した際の証拠書類の作成等(単位会への報告方法等)についても併せてご案内する予定です。

実施報告や経費の支払い等についてはあらためてご連絡いたします。

また、本会では、今後、事業実施に向けたチラシ、のぼり等普及促進ツールを作成し配付する予定です。

5. 今後のスケジュール (イメージ)



本件関し不明点等ありましたら、日行連事務局業務課までご連絡ください。

以上

<別添>

別添1：マイナンバーカードの代理申請手続事業実施要領

別添2：マイナンバーカードの代理申請手続事業に関する費用について

別添3：マイナンバーカードの代理申請手続事業管理責任者報告様式

別添4：マイナンバーカード申請手続相談員名簿提出様式